

高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、性別や年齢に関わらず、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる職場づくりに積極的に取り組む事業所を「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組みを支援することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 認定の対象となる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 別表に掲げる認定要件の区分1～4のうち3つの区分について、それぞれ1項目以上を実施していること。

(申請の方法)

第3条 認定を受けようとする事業者は、高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、第2条に掲げる要件を満たすことを審査のうえ、適当と認めたときは、高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により認定を決定した場合は、高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定通知書(様式第2号)により当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(取組みの支援)

第6条 市長は、認定を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)の取組みを、市の広報媒体や市民向け研修会等で紹介するなどの方法により、支援するものとする。

(取組みの報告)

第7条 認定事業所は、1年ごとに、ワーク・ライフ・バランス推進の取組状況を、高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所取組報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

(認定の取り消し)

第8条 市長は、認定事業所について、明らかに本制度の趣旨に反するなど、認定を継続することが不適當であると判断した場合は、その認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

認 定 要 件	
区分	1 働く意欲がわく職場づくり
項目	(1) 新規採用研修や職場交流など若手従業員が円滑に働くことができる取組み (2) 研修機会の提供など、働く人が能力を十分に発揮できる職場環境の取組み (3) 働く人の意欲や能力に応じて、正規雇用へ移行できる制度づくりの取組み (4) 働く人が仕事と生活を両立できる職場環境を整備する取組み
区分	2 心と体の健康づくり
項目	(5) 働く人が健康を確保し、安心して働くことができるメンタルヘルスの取組み (6) 余暇、自己啓発、地域活動等のための年次有給休暇取得を促進する取組み (7) 長時間労働の抑制など所定外労働削減のための取組み (8) 事業者と働く人が協力する働きやすい職場づくりに向けた取組み
区分	3 家庭と仕事のバランスづくり
項目	(9) 働く人を支援するための事業所内保育所の設置や助成金、法定外の休暇、相談窓口の設置などの取組み (10) 男女を問わず育児や介護休業の取得を促進し、円滑に職場復帰できるための取組み (11) 男女を問わず育児や介護による退職者を再雇用により積極的に受け入れる取組み
区分	4 ワーク・ライフ・バランスを実現するための独自の取組み
項目	(12) ワーク・ライフ・バランスを実現するための独自の取組み